

西原町国民健康保険にご加入されている方のお手元の健康保険証の**有効期限**は
令和7年7月31日に満了となります。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、**マイナ保険証**または**資格確認書**で
医療機関・薬局にて受付をしてください。

従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。
また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方は、
加入している医療保険者に**申請すれば資格確認書を取得できます。**



令和7年7月中に、資格確認書または
資格情報のお知らせを一齐送付します。
詳しくはこちら⇒



マイナンバーカードの保険証利用に
ついてもっと知りたいかたはこちら⇒



お問い合わせ：健康保険課 国民健康保険係 TEL:098-911-9163

後期高齢者医療保険 75歳以上の皆様へ



後期高齢者医療制度に加入する皆様には、マイナ保険証の有無
に関わらず、申請なしで、令和8年7月末まで使える
「資格確認書」をお届けします。（令和7年8月からの資格確認書
は、7月中にお届けする予定です。）

マイナ保険証での受付が難しい方でも、「資格確認書」で医療
を受けられますので、ご安心ください。



※令和8年8月の年次更新までの間の
暫定的な運用です。

お問い合わせ：健康保険課 後期高齢者医療係 TEL:098-911-9163



資格確認書(みほん)

マイナンバーカード夜間・休日窓口のご案内

マイナンバーカードの交付や電子証明書の更新を行う夜間・休日窓口を下記のとおり開設します。
平日日中に来庁が困難な方はご利用ください。

予約制となっておりますので、ご希望の方は、下記の電話番号までお問い合わせください。

開設日時

6月10日（火） 午後5時30分～午後7時30分
6月24日（火） 午後5時30分～午後7時30分
6月29日（日） 午前9時～午前12時



お問い合わせ：町民課 住民年金係 TEL:098-945-5012

受水槽や高置水槽の管理は、建物の管理者（所有者）の責任です！定期的に点検・清掃を！

貯水槽水道（受水槽や高置水槽のある建物）を使用している場合、貯水槽以降の水質の管理は、建物の所有者または管理者が行う
ことになっています。

安全でおいしい水道水を配水管からお届けしても、受水槽や高置水槽などの内部が不衛生では、安心して水道水を飲むことができ
ません。管理が不適切な場合が見受けられますので、十分な衛生管理をお願いします。



貯水槽水道

タンク容量
10m³を超える
簡易専用水道

水道法により清掃及び検査が義務付けられています（下記管理基準参照）
検査、指導等は福祉保健所が行っているため、各種届出、報告が必要となります。

タンク容量
10m³以下
小規模貯水槽水道

簡易専用水道に準じて管理するよう努めなければなりません（西原町給水条例）
設置者と利用者が同一の戸建住宅（一般家庭）は、管理基準の対象外ですが
適正な管理を心がけてください。

管理基準

①貯水槽の清掃

1年に1回、定期的に貯水槽
（タンク）の清掃を行い、清掃
時に水槽内の破損や劣化の
点検を行いましょう。

②貯水槽の点検

有害物、汚水等に汚染され
ていないか、水槽内に異物
の混入がないかなど、定期
的に点検を行いましょう。

③水質検査の実施

1年に1回以上、定期的に水
の色、濁り、臭い、味、残留
塩素の有無に関する水質の
検査を行いましょう。

④給水停止及び利用者への周知

供給する水が人の健康を害する
おそれがあるとわかった時はた
だちに給水を停止し、その水を
使用する事が危険であることを
関係者に周知して下さい。

※貯水槽清掃業、同水質検査業の登録業者については南部保健所（TEL:098-889-6799）または上下水道課へお問合せください。

第67回水道週間 令和7年度水道週間スローガン「透き通る 誇れる水に 感謝する」

毎年6月1日～7日は「水道週間」です。水道利用者の理解と関心を深めるため、本町でも下記行事等を予定しております。

節水パレード 6月3日（火）午後2時～（西原町管工事協同組合と共催で車両による広報パレード）

お問い合わせ：上下水道課 給水係 TEL:098-945-4934

税務課からのお知らせ

6月2日より

- ①令和7年度(令和6年分)町県民税申告受付を再開します
- ②令和7年度(令和6年分)所得証明書等を発行します(コンビニ交付は、6月1日から取得可能です)

※収入がなかった場合でも、「収入がなかった」旨を申告しないと所得証明書などの発行ができないことがあります。
また、申告を行ってから証明書を発行するまで1週間程度お時間を頂いております。ご了承ください。

町県民税が課税される方

- ・令和7年1月1日現在、西原町に住所を有する方
- ・令和7年1月1日現在、西原町に事務所・事業所などを有する個人で、町内に住所を有しない方については、均等割のみ課税されます。

町県民税が課税されない方(非課税)

- ・生活保護法によって生活扶助を受けている方
- ・障がい者、未成年者、寡婦または、ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ・前年中の合計所得金額が下記を下回る方
28万円×(扶養人数+1)+10万円+16.8万円 ※被扶養者がいない場合は38万円以下の方

課税内容について、疑問やご不明な点がある場合はお気軽に下記までご相談ください。

お問い合わせ：税務課 町県民税係 TEL:098-945-4729

＼好きな新車に＼お得に乗れる！／ 沖縄トヨタ自動車 特約店！！

ダイハツ タント Xグレード 月々¥14,000 (84回払い) ボーナス払い50,000円×年2回 (現金300,000円)

トヨタ ライズ Xグレード 月々¥18,000 (84回払い) ボーナス払い60,000円×年2回 (現金300,000円)

スズキ・ダイハツ・スバル 新車販売・新車リースも ご案内できます！！

サンエー西原シティむかい 西原自動車販売株式会社 西原町小那覇269番地 TEL:098-945-4737

車検 大岡火災代理店 JA共済代理店 教職員共済指定工場